

(別紙) 新旧対照表 (下線部分は改正部分) 長野県林地開発事務取扱要領

改正後	現 行
<p>第1～3 (略)</p> <p>(事務処理区分)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 他県又は2以上の<u>地域振興局</u>の管轄区域にわたるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5～29 (略)</p> <p>(許可等の通知)</p> <p>第30 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処分権限が局長に属するものにあつては、申請者に送付するとともに、関係市町村長に<u>当該許可書</u>の写しを送付する。</p> <p>第31～49 (略)</p>	<p>第1～3 (略)</p> <p>(事務処理区分)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 他県又は2以上の<u>地方事務所</u>の管轄区域にわたるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5～29 (略)</p> <p>(許可等の通知)</p> <p>第30 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処分権限が局長に属するものにあつては、申請者に送付するとともに、関係市町村長に<u>当該許可申請書</u>の写しを送付する。</p> <p>第31～49 (略)</p>

改正後	現 行
<p>(連絡調整)</p> <p>第 50 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 削除</u></p> <p>第 51～57 (略)</p> <p>(調整の終了及び開発行為の完了)</p> <p>第 58 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事又は局長は、省令 <u>5</u> 条で定める事業について、連絡調整に係る開発行為が完了したときは、完了届（県規則様式 3 の 8 を準用）を提出させるとともに、完了確認を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 59 (略)</p> <p>(長野県公安委員会委員長への報告)</p> <p>第 60 知事又は局長は、開発行為の許可（変更許可（届）、完了）及び連絡調整（変更、完了）したものについて、14 日以内に様式第 31 号により長野県公安委員会委員長（<u>交通</u>部交通規制課扱い）へ報告するものとする。</p> <p>第 61 (略)</p>	<p>(連絡調整)</p> <p>第 50 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>市町村長が行う開発行為については、第 58 第 2 項については適用しない。</u></p> <p>第 51～57 (略)</p> <p>(調整の終了及び開発行為の完了)</p> <p>第 58 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事又は局長は、省令 <u>3</u> 条で定める事業について、連絡調整に係る開発行為が完了したときは、完了届（県規則様式 3 の 8 を準用）を提出させるとともに、完了確認を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 59 (略)</p> <p>(長野県公安委員会委員長への報告)</p> <p>第 60 知事又は局長は、開発行為の許可（変更許可（届）、完了）及び連絡調整（変更、完了）したものについて、14 日以内に様式第 31 号により長野県公安委員会委員長（<u>警備</u>部交通規制課扱い）へ報告するものとする。</p> <p>第 61 (略)</p>

改正後	現 行
<p>附則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 13 年 7 月 23 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。</u></p> <p>標準様式 1～14 号 (略)</p> <p>様式第 1 号 (略)</p> <p><u>様式第 1 号附表</u> (略)</p> <p>様式第 2 号～28 号の 2 (略)</p>	<p>附則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 13 年 7 月 23 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>標準様式 1～14 号 (略)</p> <p>様式第 1 号 (略)</p> <p><u>様式第 1 号附表</u> (略)</p> <p>様式第 2 号～28 号の 2 (略)</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="107 288 667 320"><u>様式第 29 号 (様式 I) ~ (様式 VIII)</u> (略)</p> <p data-bbox="107 384 501 416">様式第 29 号 (様式 IX) (略)</p> <p data-bbox="107 480 452 512">様式第 30 号~32 号 (略)</p>	<p data-bbox="1131 288 1691 320"><u>様式第 29 号 (様式 I) ~ (様式 VIII)</u> (略)</p> <p data-bbox="1131 384 1525 416">様式第 29 号 (様式 IX) (略)</p> <p data-bbox="1131 480 1453 512">様式 30 号~32 号 (略)</p>

(別紙) 新旧対照表 (下線部分は改正部分) 林地開発許可申請書等の審査要領

改正後	現 行
<p>別記1 林地開発許可申請書等の審査要領</p> <p>I 機能の高い森林の保全 (事前指導) (略)</p> <p>II 一般的事項</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13 残置し、又は造成する森林又は緑地の管理方法</p> <p>1 平成4年6月8日付長野県告示第421号の技術基準によること。</p> <p><u>2 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「III 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針」第3によること。</u></p> <p><u>3 残置する森林等に係る権原の取得</u></p> <p><u>4 管理方法等</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>III 災害の防止</p> <p>1 計画の適否 (略)</p> <p>2 開発に伴う災害の防止策</p> <p>(1) 工事中の対策</p> <p>備考 排水計算、洪水計算に使用する降雨強度式は、<u>君島式</u>を使用するように指導すること。</p> <p>(2) 工事後の対策 (略)</p>	<p>別記1 林地開発許可申請書等の審査要領</p> <p>I 機能の高い森林の保全 (事前指導) (略)</p> <p>II 一般的事項</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13 残置し、又は造成する森林又は緑地の管理方法</p> <p>1 平成4年6月8日付長野県告示第421号の技術基準によること。 (新設)</p> <p>2 残置する森林等に係る権原の取得</p> <p>3 管理方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>III 災害の防止</p> <p>1 計画の適否 (略)</p> <p>2 開発に伴う災害の防止策</p> <p>(1) 工事中の対策</p> <p>備考 排水計算、洪水計算に使用する降雨強度式は、<u>タルボット式</u>を使用するように指導すること。</p> <p>(2) 工事の対策 (略)</p>

改正後	現 行
<p>IV～VI (略)</p> <p>VII 環境の保全</p> <p>1 残置森林又は造成森林等の基準は、平成4年6月8日付長野県告示第421号によること。</p> <p><u>2 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「III 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針」第3によること。</u></p> <p><u>3</u> 開発しようとする森林の区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態に応じ、相当面積の森林または緑地の残置、又は造成が適切におこなわれていることが明らかであること。</p> <p><u>4</u> 騒音、粉塵等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に、必要な森林の残置又は必要に応じた造成が明らかであること。</p> <p><u>5</u> 景観の維持に著しい支障を及ぼすことないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、もしくは造成し、又は木竹を植栽する等適切な措置が講ぜられることが明らかであること。</p> <p>注) (略)</p>	<p>IV～VI (略)</p> <p>VII 環境の保全</p> <p>1 残置森林又は造成森林等の基準は、平成4年6月8日付長野県告示第421号によること。</p> <p>(新設)</p> <p>2 開発しようとする森林の区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態に応じ、相当面積の森林または緑地の残置、又は造成が適切におこなわれていることが明らかであること。</p> <p>3 騒音、粉塵等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に、必要な森林の残置又は必要に応じた造成が明らかであること。</p> <p>4 景観の維持に著しい支障を及ぼすことないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、もしくは造成し、又は木竹を植栽する等適切な措置が講ぜられることが明らかであること。</p> <p>注) (略)</p>

(別紙) 新旧対照表 (下線部分は改正部分) 開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針

改正後	現 行
<p>II 開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 残置森林(造成森林を含む)面積等 (略)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 現況が笹地、草地、灌木等の場合は、近隣に生育する樹種を選定し植栽することとし、植栽樹種の樹高及び本数は周辺の林況を勘案して決定するものとする。<u>なお</u>、植栽にあたって行う地拵えは、筋条、モザイク<u>状</u>、単木スポット<u>状</u>に行い、地表面をできる限り痛めないように留意すること。(土地の形質を変更するような地拵えは、造成森林とみなす)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>平成4年6月8日付 長野県告示第421号 別紙1 表1 開発行為の残置森林等 (略)</p> <p><u>注) 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「III 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針」第3によること。</u></p>	<p>II 開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 残置森林(造成森林を含む)面積等 (略)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 現況が笹地、草地、灌木等の場合は、近隣に生育する樹種を選定し植栽することとし、植栽樹種の樹高及び本数は周辺の林況を勘案して決定するものとする。<u>なも</u>、植栽にあたって行う地拵えは、筋条、モザイク<u>伏</u>、単木スポット<u>伏</u>に行い、地表面をできる限り痛めないように留意すること。(土地の形質を変更するような地拵えは、造成森林とみなす)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>平成4年6月8日付 長野県告示第421号 別紙1 表1 開発行為の残置森林等 (略) (新設)</p>

(別紙) 新旧対照表 (下線部分は改正部分) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針

改正後	現 行
<u>Ⅲ 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針</u> (略)	(新設)



(別紙) 新旧対照表 (下線部分は改正部分) 開発事業に関する技術的細部基準

改 正 後	現 行
<p><b>IV</b> 開発事業に関する技術的細部基準</p> <p>1 開発事業に関する技術的指導指針 (略)</p> <p>2 施設等細部構造基準 第1～第2 (略) 第3 排水施設 (略)</p> <p>1 雨水流出量 (略)</p> $Q = \frac{1}{360} f \cdot r \cdot A$ <p>Q : 雨水流出量 f : 流出<u>係</u>数 r : 設計降雨強度 (mm/hr) A : 集水区域面積 (ha)</p> <p>1) 流出係数 (略) 2) 設計雨量強度 ア 確率年 (略) イ 降雨強度式 長野県においては、調査結果から降雨強度式は原則として誤差が最小となる<u>君島</u>式を採用するものとする。</p> <p>3) 到達時間 (略)</p> <p>2 排水量 (略) 粗度係数の値 別添資料 <u>308</u> 頁のクッターの値を用いること。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><b>III</b> 開発事業に関する技術的細部基準</p> <p>1 開発事業に関する技術的指導指針 (略)</p> <p>2 施設等細部構造基準 第1～第2 (略) 第3 排水施設 (略)</p> <p>1 雨水流出量 (略)</p> $Q = \frac{1}{360} f \cdot r \cdot A$ <p>Q : 雨水流出量 f : 流出__数 r : 設計降雨強度 (mm/hr) A : 集水区域面積 (ha)</p> <p>1) 流出係数 (略) 2) 設計雨量強度 ア 確率年 (略) イ 降雨強度式 長野県においては、調査結果から降雨強度式は原則として誤差が最小となる<u>タルボット</u>式を採用するものとする。</p> <p>3) 到達時間 (略)</p> <p>2 排水量 (略) 粗度係数の値 別添資料 <u>247</u> 頁のクッターの値を用いること。</p> <p>3～5 (略)</p>

改正後	現 行
<p>第4 防災施設</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 土砂の流出防止施設</p> <p>開発行為は自然状態のまま、安定していた土地の状態を一時的に崩し、人為的に新たな安定状態を造り出そうとするものである。このため、造成中においては常に土砂の流出するおそれがあり、従って周辺に災害を及ぼす危険性を有しているといえよう。特に一般的な工事の手順としては表土を除去し、切土や掘削、盛土あるいは土砂の移動等の土工事を行い、その後排水施設を実施するためその途上で強い降雨に会うと、雨水と共に大量の土砂が流出することが予想される。</p> <p>このため、開発行為に当たっては、土工事に先行して十分な能力を有する貯砂施設を設置するほか、大規模な土工事を伴うものにあつては、梅雨期、台風期を避けて施工するほか、地盤の造成に当たっては、法面と反対方向に傾斜させ雨水の流下を防ぐ等、きめ細かい対策が必要である。</p> <p>従って開発に伴い区域外の人家、公共施設などに土砂の流入が予想される場合は、工事の施工に伴う災害の防止及び河川への濁水流入防止措置として、開発区域の地表勾配及び地質を考慮し、区域内の適地に沈砂池または土砂留堰堤を設けること。ただし、調整池と併用する場合は、この限りでない。</p> <p>以下、転用に伴う土砂の流出を防止するため必要な施設の概要及び設計の基準となる推定流出土砂量の算定方法について述べる。</p> <p>(1) 推定流出土砂土</p> <p>工事に伴って流出する土砂は、個々の現地の地形、地質条件あるいは、施行方法、また、工事期間中の降雨条件等により異なり、予めその量を推定することは難しいが、標準値として各地表状態別に1ha当たりの年間</p>	<p>第4 防災施設</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 土砂の流出防止施設</p> <p>開発行為は自然状態のまま、安定していた土地の状態を一時的に崩し、人為的に新たな安定状態を造り出そうとするものである。このため、造成中においては常に土砂の流出するおそれがあり、従って周辺に災害を及ぼす危険性を有しているといえよう。特に一般的な工事の手順としては表土を除去し、切土や掘削、盛土あるいは土砂の移動等の土工事を行い、その後排水施設を実施するためその途上で強い降雨に会うと、雨水と共に大量の土砂が流出することが予想される。</p> <p>このため、開発行為に当たっては、土工事に先行して十分な能力を有する貯砂施設を設置するほか、大規模な土工事を伴うものにあつては、梅雨期、台風期を避けて施工するほか、地盤の造成に当たっては、法面と反対方向に傾斜させ雨水の流下を防ぐ等、きめ細かい対策が必要である。</p> <p>従って開発に伴い区域外の人家、公共施設などに土砂の流入が予想される場合は、工事の施工に伴う災害の防止及び河川への濁水流入防止措置として、開発区域の地表勾配及び地質を考慮し、区域内の適地に沈砂池または土砂留堰堤を設けること。ただし、調整池と併用する場合は、この限りでない。</p> <p>以下、転用に伴う土砂の流出を防止するため必要な施設の概要及び設計の基準となる推定流出土砂量の算定方法について述べる。</p> <p>(1) 推定流出土砂土</p> <p>工事に伴って流出する土砂は、個々の現地の地形、地質条件あるいは、施行方法、また、工事期間中の降雨条件等により異なり、予めその量を推定することは難しいが、標準値として各地表状態別に1ha当たりの年間</p>

改正後	現 行
<p>流出量は次のとおりとする。 (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 洪水調節 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)洪水到達時間 (略)</p> <p>解説</p> <p>(1) (略)</p> <p>河道流下時間については、下記の式による。</p> <p>開発前 <math>T = 0.83 \frac{l}{i} / i^{0.6}</math></p> <p>開発後 <math>T = 0.36 \frac{l}{i} / i^{0.5}</math></p> <p>T : 河道流下時間 (分)</p> <p>l : 河道延長 (km)</p> <p>i : 河道の勾配</p> <p>(2) (略)</p> <p>(5) 流出係数 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ゴルフ場を開発する場合のコース間の残置森林については、たとえ森林であっても手が加えられるおそれがあるため、開発後の標準値を適用する。</p> <p>(3) スキー場を開発する場合の残置森林については、一般に自然的なものであると考えられるため開発前の標準値を適用できるものとした。</p>	<p>流出量は次のとおりとする。 (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 洪水調節 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)洪水到達時間 (略)</p> <p>解説</p> <p>(1) (略)</p> <p>河道流下時間については、下記の式による。</p> <p>開発前 <math>T = 0.83 \frac{l_{\text{ト}}}{i} / i^{0.6}</math></p> <p>開発後 <math>T = 0.36 \frac{l_{\text{ト}}}{i} / i^{0.5}</math></p> <p>T : 河道流下時間 (分)</p> <p>l : 河道延長 (km)</p> <p>i : 河道の勾配</p> <p>(2) (略)</p> <p>(5) 流出係数 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ゴルフ場を開発する場合のコース間の残地森林については、たとえ森林であっても手が加えられるおそれがあるため、開発後の標準値を適用する。</p> <p>(3) スキー場を開発する場合の残地森林については、一般に自然的なものであると考えられるため開発前の標準値を適用できるものとした。</p>

改正後	現 行
<p>(6) 降雨強度の算定方法</p> <div data-bbox="210 331 1077 480" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>調節池等の洪水容量を算定するために用いる計画対象降雨強度については、降雨強度継続時間曲線（確率降雨強度曲線）<u>（君島式）</u>によって求めるものとする。（参考資料参照）</p> </div> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 設計堆積土砂量</p> <div data-bbox="210 619 1077 863" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>調節池等への設計堆積土砂量は、その流域面積、流況、地貌、地質ならびに土地造成の施工計算により一様でないが次の基準により算定すること。</p> <p>裸地 200～400m<sup>3</sup>/年    林地 <u>1</u>m<sup>3</sup>/年  皆伐地、草地 15m<sup>3</sup>/年    道路等 5m<sup>3</sup>/年    (注) ha 当り</p> </div> <p>(9)～(16) (略)</p> <p>(17) 盛土の施工 (略)</p> <p>解説</p> <p>(1) <u>段</u>切りは、盛土の滑動を防止するために行い、その標準は、最小高さ 50 cm、最小幅 100 cmとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(18) (略)</p>	<p>(6) 降雨強度の算定方法</p> <div data-bbox="1227 331 2094 480" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>調節池等の洪水容量を算定するために用いる計画対象降雨強度については、降雨強度継続時間曲線（確率降雨強度曲線）<u>（タルボット式）</u>によって求めるものとする。（参考資料参照）</p> </div> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 設計堆積土砂量</p> <div data-bbox="1227 619 2094 863" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>調節池等への設計堆積土砂量は、その流域面積、流況、地貌、地質ならびに土地造成の施工計算により一様でないが次の基準により算定すること。</p> <p>裸地 200～400m<sup>3</sup>/年    林地 <u>  </u>m<sup>3</sup>/年  皆伐地、草地 15m<sup>3</sup>/年    道路等 5m<sup>3</sup>/年    (注) ha 当り</p> </div> <p>(9)～(16) (略)</p> <p>(17) 盛土の施工 (略)</p> <p>解説</p> <p>(1) <u>断</u>切りは、盛土の滑動を防止するために行い、その標準は、最小高さ 50 cm、最小幅 100 cmとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(18) (略)</p>

改正後	現 行
<p>(19) 維持管理 (略)</p> <p>解説</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 施設の維持管理については、市町<u>村</u>等と管理協定を<u>締結</u>のこと。</p>	<p>(19) 維持管理 (略)</p> <p>解説</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 施設の維持管理については、市町<u>付</u>等と管理協定を<u>締結</u>のこと。</p>

(別紙) 新旧対照表 (下線部分は改正部分) 参考資料

改正後	現 行
<p>【参考資料】</p> <p>流域開発に伴う防災調整池等技術基準 (平成 27 年版抜粋) (略)</p> <p>降雨強度式 (降雨強度曲線) (略)</p> <p>森林法等の一部を改正する法律に関する覚書 (略)</p> <p><u>ヒューム管暗渠等のマンニング公式による流下能力及びクッター公式による粗度係数</u> (略)</p> <p>着手届等の取扱い (略)</p> <p>市町村が行う開発行為の取扱い (略)</p> <p>長野県における書類の提出先 (略)</p> <p>林地開発許可の手続図 (略)</p> <p>林地開発許可申請書類一覧表 (略)</p>	<p>【参考資料】</p> <p>流域開発に伴う防災調整池等技術基準 (平成 27 年版抜粋) (略)</p> <p>降雨強度式 (降雨強度曲線) (略)</p> <p>森林法等の一部を改正する法律に関する覚書 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>着手届等の取扱い (略)</p> <p>市町村が行う開発行為の取扱い (略)</p> <p>長野県における書類の提出先 (略)</p> <p>林地開発許可の手続図 (略)</p> <p>林地開発許可申請書類一覧表 (略)</p>